

# 商品概要説明書

2021年3月1日現在

商品名：誕生月限定「金利上乘せ定期預金」				
販売対象	次の条件をすべて満たされる方 ・当金庫で公的年金をお受け取りの方 ・預入日が公的年金をお受け取りの方の誕生日の属する月であること。 ※ご本人（公的年金をお受け取りの方）のほか、同居のご家族の方も対象となります。			
対象定期預金	自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）、期日指定定期預金			
期間	1か月以上5年以内			
預入	預入方法	一括預入		
	預入金額	1,000円以上100万円以内（お一人様あたり）		
	預入単位	1円単位		
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。			
利息	適用金利	対象定期であるスーパー定期、期日指定定期預金の預入時の店頭表示利率に次の利率を上乘せした利率を満期日まで適用します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">当金庫で公的年金をお受け取りの方 ※ご本人（公的年金をお受け取りの方）のほか、同居のご家族の方も対象となります。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年0.10%</td> </tr> </table>	当金庫で公的年金をお受け取りの方 ※ご本人（公的年金をお受け取りの方）のほか、同居のご家族の方も対象となります。	年0.10%
	当金庫で公的年金をお受け取りの方 ※ご本人（公的年金をお受け取りの方）のほか、同居のご家族の方も対象となります。	年0.10%		
	利払方法	【スーパー定期（単利型）】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 【スーパー定期（複利型）・期日指定定期預金】 満期日以後に一括して支払います。		
計算方法	【スーパー定期（単利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 【スーパー定期（複利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 【期日指定定期預金】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算			
税金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。			
手数料	—			
付加できる特約事項	・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率） ・マル優の取扱いができます。			
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、スーパー定期、期日指定定期預金の中途解約利率をそれぞれ適用します。			

1/2

## 商品名：誕生日限定「金利上乘せ定期預金」

金利情報の入手方法	店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人（公的年金をお受け取りの方）が、年金をお受け取りの店舗での取扱いに限らせていただきます。</li> <li>・合計額がお一人様100万円以内であれば、何口でも預入いただけます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>
預金保険について	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>